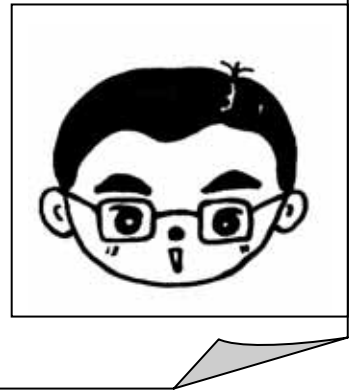


市民が主役！ 小金井市議会議員レポート
第34号（臨時号）

携帯でQRコードをお読みになれる方はこちらからもアクセスできます。

つゆぐち てつじ



〒184-0013 小金井市前原町 2-24-6

090-8506-3733 HP <http://www.tsuyusan.com>

携帯 HP <http://www.tsuyusan.com/keitai/top>

【車両通行禁止】

- ・ 午前7時～9時、午後3時～午後6時まで車両通行禁止といった看板や道路標識にお気づきですか？タクシーの運転手さんも嫌がってこの地域には来てくれません！

しかし、高齢者にとってココバスが通っておらず、タクシーまで利用できないとなれば大問題です。

- ・ 過日警察に「時間規制自体は反対ではないのですが、せめて”タクシーを除く”ように緩和してもらえないものではないでしょうか？」といった要望書を届けさせていただきました。

朗報です！

- ・ 平成18年7月1日から、高齢者で歩行困難者、通院時などでタクシーをご利用の場合は通行許可が得られるようになりました。

小金井警察署（一階正面左側窓口）での手続きが必要です。

- ・ 申請書（警察にあり）
- ・ 印鑑
- ・ 簡単な地図、自宅と大通りの位置関係がわかるもの。

受付は

平日の午前8時30分～午後5時15分
（許可書の発行は後日になります）

問い合わせ先：小金井警察交通課
電話042 381 0110
（代表）



【可燃ごみ問題】

・二枚橋焼却場は老朽化のため平成 19 年 3 月をもって焼却炉を廃止することとなります。小金井市、府中市、調布市あわせて年間約 8 万トン（小金井市は約 2 万トン）の可燃ごみを処理してきました。他市は処理予定があるようですが、小金井市は 2 万トンのごみをどう処理すればよいのでしょうか。

ごみ減量をより真剣に考え実践するときです！さらに、しっかりとした焼却場確保の計画が急がれます。

・ごみゼロ化推進員制度・

ごみ処理及び再利用の促進、減量、まちの美化などに積極的に参加していただける皆さんの制度です。（今議会で成立）

=====

【プラ容器包装の再商品化と有料化】

・燃やさないごみや粗大ごみとして収集されたプラスチックの一部は、日の出町の二ツ塚最終処分場に埋め立てられますが、分別収集された廃プラスチックは、民間工場経由でそのほとんどがリサイクルされています。

・プラスチック製品は、容器包装リサイクル法にあわせて分別収集すべきとの意見もありますが、市民、自治体の負担はより一層増えることとなります。

分別も大変、容器の汚れを洗う水資源の無駄使いとも考えられるから、**燃やしてしまえ**といった専門家の意見もあります。都内のように、埋め立て場の容量（延命）を考えれば当然のことかもしれません。

・ゴミの有料化について・・・そもそも自治体清掃事業は戦後衛生性を重視した公平、公正な事業であったと聞きます。ここ 10 数年の間にごみの処理については埋め立て場、不法投棄、ダイオキシン、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など大きな転換期がありました。大きな変化を客観的に受け止めれば、ごみ有料化は賛否の議論ではなく、処理原価を基本に、自治体負担と市民負担の割合を議論すべき次元に入ったといえます！

小金井市では昨年 9 月から排出抑制のインセンティブが働くとして、有料化されてきました。

多摩 30 自治体のなかで、プラ収集の有料化は昭島、小金井、奥多摩のみですが、いずれ有料化は広がることでしょう。

・プラスチック製品は、輸入原油や輸入ナフサから取り出された石油化学基礎製品（エチレン・プロピレン・ブタンなど）からできています。
今この廃棄プラスチックをどのように処理したらよいのか、自治体の選択が問われています。